

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 34 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 34 回税効果会計専門委員会（2016 年 5 月 12 日開催）で議論された論点のうち、繰延税金負債に関連する論点について聞かれた主な意見をまとめたものである。

**繰延税金負債に関連する論点について聞かれた意見****繰延税金負債の支払可能性**

2. 事務局より、繰延税金負債の支払可能性について、以下の 2 つの案を提示して説明したところ、以下の意見が聞かれた。

(案 1) 現行の定めを変更しない。(事務局の提案)

(案 2) 個別税効果実務指針第 24 項を修正し「支払が見込まれない」場合について、「将来加算一時差異が解消される年度において税金の実際の支出が見込まれない場合」も含めるように変更する。

**(案 1) を支持する意見（現行の定めを変更しない）**

- (1) 課税所得が生じている場合には税金費用が発生するが、税務上の欠損金が生じている場合には税金費用はゼロになる。このように、対称的ではない事象を同列に比較して説明することに無理があると考え。ただし、結果として国際的な会計基準と整合していることであれば、現行の定めを変更しないことに反対しない。
- (2) 現行の定めは、税金を支払う予定がないにもかかわらず繰延税金負債が計上されるケースがあるため違和感がある。ただし、仮に案 2 を採用した場合、IFRS との差異が生じ、IFRS 適用企業は当該差異を調整する必要があることや、現行の定めにおいて一部の例外を除いて繰延税金負債を全て計上するという実務が浸透していることから、案 1 を支持する。
- (3) 国際的な会計基準との整合性や、繰延税金負債を計上しない場合は実効税率が歪むことを勘案すると案 1 を支持する。また、仮に「支払が見込まれない」場合の範囲を広げるとしても、考えられるケースを記載することは困難であると考えられる。

**(案 2) を支持する意見（個別税効果実務指針第 24 項を修正する）**

- (4) 子会社への投資に係る将来加算一時差異については、国際的な会計基準において

は繰延税金負債を計上しない項目が個別に定められていることから、現行の日本基準と運用面での相違があると理解している。このため、例えば、繰延税金負債に関して、合理的な根拠を持って説明できる場合に計上しないことができるなど、繰延税金資産と同様に判断の余地を規定に織り込むべきであるとする。

#### その他の意見

- (5) 個別税効果実務指針第24項の「事業休止等」といった例示が混乱を招いていると考えられるため、この記述を削除し、合理的に支払いが見込まれない場合についての定めを設ける方が実態に合致しているとする。
- (6) 現行の定めでは、例えば、特定の業種において、将来加算一時差異の解消見込年度に支払配当金が損金に算入できること等により税金の支払いが見込まれない場合に、当該将来加算一時差異に係る繰延税金負債の計上の要否について、明らかではないとする。

#### **子会社の投資に関連する将来加算一時差異における連結財務諸表と個別財務諸表における取扱い**

- 3. 事務局より、子会社の投資に関連する将来加算一時差異における連結財務諸表と個別財務諸表における取扱いについて、以下の2つの案を提示して説明したところ、(案1)を支持する意見は聞かれなかった。

(案1) 現行の定めを変更しない。

(案2) 個別財務諸表における子会社の投資に係る将来加算一時差異について、「親会社はその投資の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合」に、繰延税金負債を計上しない取扱いを個別税効果実務指針第24項に定める。(事務局の提案)

#### (案2)を支持する意見(個別税効果実務指針第24項を修正する)

- (1) 現状、個別税効果実務指針第24-2項のみでは、企業再編の意図と合わず、適切に説明できない税金費用が発生しており、個別税効果実務指針第24項の記載を改めると経営者にとって理解しやすくなること、及び実務上のコストは掛からないことから、案2を支持する。
- (2) 連結財務諸表で計上されない繰延税金負債が、個別財務諸表で計上されることに違和感があること、将来加算一時差異については生じた理由ではなく、解消するかどうか重要であること、さらに、継続して子会社株式を保有する意思があるのであれば、繰延税金負債を計上する必要性はないと整理をする方が分かりやすいことから、案2が適切とする。

#### 関連会社の投資に係る将来加算一時差異

4. 事務局より、関連会社の投資に係る将来加算一時差異について説明したところ、以下の意見が聞かれた。
- (1) 日本基準では、「半永久的に配当させないという」方針がある場合には繰延税金負債を認識しないという強い表現になっている。一方、IFRS では、「配当されないことを要求している合意がない場合」には繰延税金負債を認識するという柔軟かい表現となっている。また、日本基準では合意がなくても繰延税金負債を認識しないことが可能となっているので、こうした表現上の違いを詰めていく必要があると考える。
  - (2) 日本基準と IFRS で考え方が異なるので、整理しておく必要があると考える。例えば、日本基準の場合、投資会社が配当方針を決めていることは、株主と合意があるという前提で繰延税金負債を計上しないという考えなのか、株主と合意形成がない場合には繰延税金負債を計上する必要があるのかを整理する必要がある。
  - (3) 関連会社にも多用なパターンがあり、筆頭株主がある場合や、50%づつ株式を保有している場合もある。パターンによって合意の方法や影響の与え方が異なるため、分析することは困難な可能性があると考ええる。

以 上